

次世代育成支援対策に基づく「行動計画」

浜松信用金庫では職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるように平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間の行動計画を以下のように策定しています。

- 育児休業の取得状況を次の水準以上にします。
男性職員…… 年に1人以上取得をすること
女性職員…… 取得率90%以上を維持すること
- 職員のワークライフバランスの向上のため、平成28年度よりライフデザイン部を創設。残業削減、定時退庫など時間ルールを厳格化し、「時間管理」の徹底を図ります。
- ワークライフバランスの観点から年次有給休暇の取得促進を図ります。
- インターンシップ（学生の就労体験）や職場体験学習を実施し、若年者の安定就労の支援をします。

■次世代育成支援対策推進法とは？

次代の社会を担う子供の健全な育成を支援する為の計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。